

刑事司法に関連する行為者への信頼と 刑事司法に対する態度の関連

向井 智哉*・藤野 京子**

Relationship of Trust in Actors Related to Criminal Justice with Attitudes Toward Criminal Justice

Tomoya MUKAI* and Kyoko FUJINO**

This study aimed to explore the relationship of trust in actors related to criminal justice with attitudes toward criminal justice and to identify the determinants of trust. A questionnaire was administered to 332 Japanese adults. The following results were obtained: (1) trust in actors was generally determined by respondents' perceptions on actors' value similarity, capacity, and fairness; (2) the relationship between trust and perceptions varied depending on respondents' level of interest in crime-related issues; and (3) while attitudes toward criminal justice were related to trust in researchers, victims, prison officers, politicians, community members, and judges, they were not related to trust in policemen and prison officers. The implications of these findings have been discussed.

key words: attitudes toward criminal justice, punitiveness, rehabilitation, trust, value similarity

問題と目的

信頼とは、「相手の行為が自分にとって否定的な帰結をもたらしうる不確実性のある状況で、それでも、そのようなことは起こらないだろうと期待し、相手の判断や意思決定に任せておこうとする心理的な状態」と定義される概念である(中谷内・Cvetkovich, 2008)。

信頼は、これまで主に一般的信頼(e.g., 山岸, 1998)や政治的信頼(e.g., 村山, 2003)の観点から検討されてきた。後者の政治的信頼に関しては、たとえば善教(2013)は、政治的信頼が特定の政策を支持する

態度と関連することを示し、蒲島(1998)は投票権の行使など政治行動への支持と関連することを報告している。このように政治的信頼は政治に関する態度や行動と関連することが示されてきた。

また近年においては、刑事司法の分野においても一般市民の信頼は重要性を増しつつある。司法に対する一般市民の信頼の向上に資することを目的として、裁判員制度が導入されたこと(裁判員法第1条)は、その顕著な現われである。

以上のように、信頼は刑事司法制度の円滑な機能にとって重要であることが認識されつつある。しかし、刑事司法に関連する行為者への信頼が、どのよう

* 東京大学法学政治学研究科

Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo, 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan

** 早稲田大学文学学術院

Faculty of Letters, Arts, and Sciences, Waseda University, 1-104 Totsukamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 169-8050, Japan

な要因によって規定されるかを検討した研究はごく少数にとどまる(例外としてBuckler, Cullen, & Unnever, 2007; Wu, 2014など)。そこで本研究では、刑事司法に限定されない、より一般的な制度への信頼を対象としてきた先行研究に着目し、そこで得られている知見が刑事司法に関連する行為者への信頼にも適用可能であるかを検討する。

信頼研究 これまでの信頼研究には大きく2つの流れがあるとされる(中谷内・Cvetkovich, 2008; 中谷内・工藤・尾崎, 2014)。一つは、Hovland, Janis, & Kenny (1953, 辻・今井訳1970)を中心としたイェールコミュニケーション研究プログラムに端を発する「伝統的信頼モデル」(中谷内・Cvetkovich, 2008)である。このモデルでは、相手が問題に対処するのに十分な能力を持つという、能力に関する認知(以下、能力認知とする)ならびに相手が誠実に職責を果たそうとしているという、意図に関する認知(以下、意図認知とする)の2つの要素が信頼を導く重要な要因であるとされ、多くの研究がこのモデルを支持している(e.g., Kasperson, Golding, & Tuler, 1992; McGinnies & Ward, 1980; Peters, Covello, & McCallum, 1997)。なお、意図認知に関しては、透明性や誠実さ(Peters et al., 1997)、客観性や配慮(Kasperson et al., 1992)、公正性に関する認知など、いくつかの変数で代表されてきたが、中谷内・Cvetkovich (2008)は、意図認知の代表としてもっともしばしば用いられている変数は公正性についての認知(以下、公正認知とする)であることを指摘している。

上述の二要因モデルに対して、より近年にはもう1つの信頼研究の流れとして「主要価値類似性モデル」(Earle & Cvetkovich, 1995)あるいは「同意モデル」(Earle, 2010)が提案され関心を集めている。ここで「主要価値」とは、「ある問題に対処するにあたって従うべきとされる目標や手段について個人が抱く表象」を意味する(Cvetkovich & Winter, 2010, p. 193)。このモデルでは、能力認知や意図認知よりも、相手の主要価値が自分のそれと類似しているという認知(以下、価値類似認知とする)が、信頼を導く要因であることが予測される(Cvetkovich, 1999)。実際、これら2つのモデルを直接的に検討する研究もおこなわれており、それらの研究では、3つの要因いずれもが信頼を予測することが示されて

いる(Savadori, Graffeo, Bonini, Lombardi, Tentori, & Rumiati, 2010)。

また先行研究では、対象となる問題に回答者が関心を寄せるかどうかに応じて、信頼と関連を示す要因が異なることも報告されている(Cvetkovich & Nakayachi, 2007; Earle & Siegrist, 2006; 中谷内・Cvetkovich, 2008; 中谷内・野波・加藤, 2010)。たとえばタバコに関する政府への信頼を検討したNakayachi & Cvetkovich (2010)は、関心が低い回答者よりも関心が高い回答者において価値類似認知と信頼の関連が強いこと、逆に能力認知と信頼の関連は関心が高い回答者でよりも関心が低い回答者において強いこと、公正認知はどちらの群でも大きな違いがないことなどを報告している。

刑事司法と関連する行為者への信頼を検討した研究では、手続的公正などの観点から、主として公正認知と信頼の関連が検討されている(e.g., Buckler et al., 2007)。この公正認知は、上述のように、伝統的信頼モデルに含まれる意図認知として最も頻繁に検討されてきた変数である。また価値類似性についても、小出(2007)は、警察官と市民が対等な目線に立って防犯活動を行っていくことの重要性を指摘し、価値類似性が刑事司法の実践の現場において重要な要素であることを示唆している。これらのことから、刑事司法と関連する行為者の信頼の規定要因として、公正認知、能力認知、価値類似性認知を含んだモデルを検討することは妥当だと考えられる。

しかしこのように、刑事司法と関連する行為者への信頼と公正認知の関連を示す知見が存在し、価値類似認知の重要性を示唆する言及がある一方で、公正認知や価値類似認知を同時に検討した研究は存在しない。したがって、これらの信頼の規定要因を包括的に検討することには一定の意義があると考えられる。

以上の検討をもとに本研究では、能力認知、意図認知、価値類似認知が刑事司法に関連する行為者への信頼を説明するかを検討することを第一の目的とする。

くわえて、第二の目的として、犯罪者の処遇という問題への関心の高低によって信頼とより強く結びつく要因はどのように変化するかを検討する。

信頼と刑事司法に対する態度 また信頼は、刑事司法に対する態度とも関連することが指摘されてき

た(Simon, 2007; Zimring, Hawkins, & Kamin, 2001)。実証研究も多く行われており(Costelloe, Chiricos, Burianek, Gertz, & Maier-Katkin, 2002; Ramirez, 2013; Sööt, 2013; Tyler & Boeckmann, 1997; Unnever & Cullen, 2010), たとえば Ousey & Unnever (2012) は, 法システムに対する信頼が厳罰傾向と負の関連を示すことを報告し, Cochran & Piquero (2011) は, 裁判所に対する不信が厳罰傾向と正に関連することを示している。

信頼が刑事司法に対する態度と結びつくメカニズムとして, Cochran & Piquero(2011)や Unnever & Cullen (2010) は, 刑事司法への信頼の低さは, 刑事司法が犯罪者を「甘やかして」おり, 犯罪の被害者に対して配慮していないという見解に結びつくという理由から, 厳罰傾向と関連するのだと説明している。

このような説明は主として警察官や裁判官, 刑務所の職員あるいは関連する分野の学者・研究者など, 犯罪者の統制を公式の立場で担ってきた行為者を念頭においたものである。しかし, Garland(2001) は, 1970年代以降の刑事司法においては, 犯罪の被害者や政治家, あるいはコミュニティのメンバーといった, 従来の刑事司法からは除外されていた行為者も重要な役割を果たすようになったことを指摘している。

このような指摘を考慮に入れば, 警察官などの刑事司法と関連する従来の行為者だけではなく, 被害者などの新たな行為者への信頼と刑事司法に対する態度の関連を検討することが有益だと考えられる。しかし, これまでの研究の検討対象は, 上述の法システムや裁判所にくわえ, 最高裁判所(Unnever & Cullen, 2010)や警察(Costelloe et al., 2002)に限定されてきた。くわえて, 日本においては, 刑事司法と関連する行為者への信頼と刑事司法に対する態度の関連はこれまで実証的には検討されていない。

そこで本研究では, 警察官, 裁判官, 刑務所の職員, 学者・研究者という刑事司法と関連する従来の行為者だけではなく, 被害者, 政治家, コミュニティのメンバーという新たな行為者への信頼と刑事司法に対する態度の関連を探索的に検討することを第三の目的とする。

方 法

調査参加者および調査実施の手続き

ウェブ調査会社に登録するモニターを対象にウェブ調査を行なった。回答者は332名(平均年齢47.9歳, $SD = 14.0$, 女性148名, 男性184名)であり, 年齢の分布は, 10代6人(1.8%), 20代27人(8.1%), 30代60人(18.1%), 40代96人(28.9%), 50代69人(20.8%), 60代51人(15.4%), 70代以上23人(6.9%)であった。調査は2017年8月に行われた。質問紙はウェブ調査会社の募集ページに掲載され, それを目にし, 回答を希望した登録モニターが回答を行なった。質問紙の最初のページにはこの調査が犯罪についてのものであること, 回答は任意であり匿名で行われることなど倫理にかかわる事柄が記載されており, それに同意した回答者のみが回答を行った。

評価対象の行為者

本研究では, 刑事司法に関連する行為者として, 上述の理由から, 「警察官」, 「裁判官」, 「刑務所職員」, 「犯罪を専門とする学者・研究者」(以下, 学者・研究者とする), 「政治家」, 「(町内会などの)地域コミュニティのメンバー」(以下, コミュニティとする), 「犯罪の被害者」(以下, 被害者とする)の7つの行為者を選択した。

質問紙の構成

教示文 質問紙の冒頭で, 「社会の注目を浴びる犯罪事件が起きるたびに, その事件を起こした犯罪者をどのように処罰すればいいのか, という問題が議論を呼びます。この問題については, その犯罪者を厳しく罰する必要があると考える人もいれば, 犯罪者を罰するだけでは犯罪の問題は解決しないと考える人もいます。この問題について, あなたご自身の考えを教えてください」と教示し, 質問紙に含まれる以下の設問が, 犯罪者処遇にかかわるものであることを伝えた。

関心 以上の教示文を呈示した上で, 「あなたはこの問題について(賛成・反対にかかわらず)関心がありますか」という尋ね, 犯罪者処遇に関する関心を, 「全然関心がない」(1)から「非常に関心がある」(5)の5件法で尋ねた。

行為者の評価 上述7つの行為者について, 中谷内・Cvetkovich (2008)の項目に基本的に従い, 以

下4項目に対して回答を求めた。なお本研究では、意図認知を代表させる変数として、公正認知を用いた。これは、刑事司法に対する態度の研究では公正が重要な変数として取り上げられることが多かったこと (e.g., Tyler, 1990; Tyler, Boeckmann, Smith, & Huo, 1997 大淵・菅原訳 2000), ならびに意図認知の代表としてもっともしばしば用いられている変数が公正認知であること (中谷内・Cvetkovich, 2008) による。

信頼の項目は「あなたは以下に示す人々をどの程度信頼していますか」であり、「まったく信頼していない」(1) から「非常に信頼している」(5) の5件法で回答を求めた。中谷内・Cvetkovich (2008) では「組織」に対する評価が求められているが、本研究で評価対象として選択した一部の評価対象 (「被害者」など) は、明確な組織として想定することは困難であるため、「人々」の語を用いるよう変更した。また測定項目についても、中谷内・Cvetkovich (2008) では、「以下に示すいずれかの組織が、花粉症緩和米を認可する・しないの一切の権限を持つとしたら、あなたはそれぞれにどの程度、賛成しますか」という項目が用いられている。しかし刑事司法に関連する先行研究では、より直截的に「どの程度信頼するか」という項目が用いられることが多い (e.g., Cochran & Piquero, 2011; Ousey & Unnever, 2012)。また現実的に、現在の日本において「被害者」や「コミュニティ」が犯罪者処遇に関する一切の権限を持つことは考えられない。以上のことから本研究では、それぞれの「人々」を「どの程度信頼するか」という形で信頼を測定した。

能力認知の項目は「あなたは、以下の人々が、犯罪者処遇の問題を判断するための専門的能力をもつと思いますか」であり、「まったくもたない」(1) から「大いにもつ」(5) の5件法で回答を求めた。公正認知の項目は「あなたは、以下の人々が、犯罪者処遇の問題を公正に判断できると思いますか」であり、「たいへん不公正」(1) から「たいへん公正」(5) の5件法で回答を求めた。価値類似認知の項目は「あなたが犯罪者処遇の問題を考えるにあたって重要視することがらと、以下の人々が重要視するだろうと思われるこ

とがらとは、どれくらい一致していると思いますか」であり、「全然一致しない」(1) から「高く一致する」(5) の5件法で回答を求めた。

刑事司法に対する態度 向井・藤野(2018)によって作成された刑事司法に対する態度尺度を用いた。この尺度は、「刑罰の厳罰化」($M = .412, SD = 1.01, \alpha = .92$), 「刑罰の早期拡大化」($M = .360, SD = 0.92, \alpha = .92$), 「治療の推進化」($M = .348, SD = 0.90, \alpha = .90$), 「治療の早期拡大化」($M = .397, SD = 0.79, \alpha = .87$) への支持という4つの因子から構成されている。それぞれの因子の構成概念は、「犯罪の取り締まりを、より厳しい手段で行なうことを支持する態度」, 「より早い段階で、より多くの行為を、刑罰という手段によって取り締まることを支持する態度」, 「犯罪者に対する教育や治療を、より推進することを支持する態度」, 「より早い段階で、より多くの行為に対して、教育や治療を行うことを支持する態度」である。尺度に含まれる22項目に「まったく当てはまらない」(1) から「とても当てはまる」(6) の6件法で回答を求めた。

最後に統制変数として、年齢と性別を尋ねた。

結 果

信頼と能力認知・公正認知・価値類似認知の関連

評価対象とした行為者の信頼、能力認知、公正認知、価値類似認知の得点 (Table 1) ならびに信頼とその規定要因間の相関係数 (Table 2) を確認した上で、目的1および目的2の検討を行なった。具体的には、関心の高低ごとに、行為者への信頼を従属変数とした重回帰分析を行った (Table 3)。その際には、step 1 では統制変数として年齢と性別のみを投入し、step 2 で能力認知、公正認知、価値類似認知を投入した。関心に関する上記の設問に「どちらとも言えない」(3) と答えた回答者を除外し、それより得点が高かった回答者を高関心群 ($n = 159$), それより得点が高かった回答者を低関心群 ($n = 46$) とした。

全体群では、被害者に対する公正認知以外のすべての変数が信頼と有意な関連を示した。関心の高低ごとに行われた分析を見ると、価値類似認知と信頼の関連は、被害者を除くすべての行為者について低

¹ 回帰係数間の差の検定には、Z値に変換した上で差の検定を行う手法 (Paternoster, Brame, Mazerolle, & Piquero, 1998) や、回帰係数の信頼区間の重複をもとに判断する手法 (Cumming, 2009) などが提案されているが、ここでは中谷内・Cvetkovich (2008) に従い、変数間の相対的な大きさに着目し、差の検定は行わなかった。

Table 1 信頼および信頼の規定要因間の相関係数

		M	(SD)	信頼	価値類似認知	能力認知
信頼	警察官	3.20	(0.87)			
	裁判官	3.40	(0.80)			
	学者・研究者	3.17	(0.83)			
	刑務所職員	3.06	(0.77)			
	政治家	2.21	(0.89)			
	コミュニティ 被害者	2.99 3.17	(0.71) (0.73)			
価値類似認知	警察官	3.17	(0.82)	.42**		
	裁判官	3.30	(0.80)	.59**		
	学者・研究者	3.13	(0.78)	.50**		
	刑務所職員	2.99	(0.71)	.37**		
	政治家	2.55	(0.87)	.56**		
	コミュニティ 被害者	3.00 3.17	(0.71) (0.75)	.58** .56**		
能力認知	警察官	3.06	(0.94)	.59**	.54**	
	裁判官	3.54	(0.88)	.60**	.77**	
	学者・研究者	3.47	(0.83)	.59**	.57**	
	刑務所職員	2.94	(0.82)	.39**	.59**	
	政治家	2.29	(0.92)	.64**	.73**	
	コミュニティ 被害者	2.59 2.82	(0.82) (0.84)	.70** .39**	.65** .59**	
公正認知	警察官	2.93	(0.82)	.57**	.67**	.49**
	裁判官	3.44	(0.84)	.63**	.71**	.68**
	学者・研究者	3.27	(0.78)	.52**	.60**	.55**
	刑務所職員	2.97	(0.64)	.58**	.63**	.67**
	政治家	2.38	(0.89)	.66**	.74**	.74**
	コミュニティ 被害者	2.78 2.74	(0.72) (0.79)	.73** .13	.51** .40**	.69** .64**

** $p < .01$, * $p < .05$

関心群よりも高関心群で強かった。また、能力認知と信頼の関連は、刑務所職員を除くすべての行為者について高関心群よりも低関心群で強かった。また、公正認知と信頼の関連は、警察官と裁判官を除く5つの行為者において、高関心群より低関心群で強かった。裁判官についてはその関連は高関心群より低関心群で強く、警察官では両群で同じ値であった。

刑事司法に対する態度と信頼の関連

つづいて、刑事司法に対する態度と信頼間の相関係数を確認した上で(Table 4)、刑事司法に対する態度の各因子を従属変数とした重回帰分析を行った(Table 5)。上の分析と同様の手順で階層的に分析を行なった。刑罰の厳罰化への支持は、被害者および刑務所職員への信頼と正の関連を示した。また、政治家への信頼とは負の関連を示した。刑罰の早期拡大への支持は、被害者への信頼とのみ正の関連を示し

た。治療の推進化への支持は、学者・研究者およびコミュニティへの信頼と正の関連を示した。最後に、治療の早期拡大への支持は、裁判官への信頼と負の関連を示し、学者・研究者への信頼と正の関連を示した。

なお、上記 Table 3 と Table 5 の分析に含まれる独立変数間には高い相関が見られたが (Table 2, 4)、これら2つの表に含まれるモデルの VIF は 2.91 以下であり、上記の結果は多重共線性によるものではないと判断できる。

考 察

本研究では、一般市民を対象として、刑事司法と関連する行為者への信頼がどのような要因によって規定されるのか(目的1)、関心の高低によって信頼と強く結びつく要因は異なるのか(目的2)、そして行

Table 2 信頼および信頼の規定要因間の相関係数

		信頼	価値類似認知	能力認知
価値類似認知	警察官	.42**		
	裁判官	.59**		
	学者・研究者	.50**		
	刑務所職員	.37**		
	政治家	.56**		
	コミュニティ	.58**		
	被害者	.56**		
能力認知	警察官	.59**	.54**	
	裁判官	.60**	.77**	
	学者・研究者	.59**	.57**	
	刑務所職員	.39**	.59**	
	政治家	.64**	.73**	
	コミュニティ	.70**	.65**	
	被害者	.39**	.59**	
公正認知	警察官	.57**	.67**	.49**
	裁判官	.63**	.71**	.68**
	学者・研究者	.52**	.60**	.55**
	刑務所職員	.58**	.63**	.67**
	政治家	.66**	.74**	.74**
	コミュニティ	.73**	.51**	.69**
	被害者	.13	.40**	.64**

** $p < .01$, * $p < .05$

為者に対する信頼は刑事司法に対する態度とどのような関連を示すのか(目的3)を検討した。

まず目的1については、被害者という例外を除けば、刑事司法と関連する行為者への信頼は能力認知、公正認知、価値類似認知によって規定されることが示された。従来、刑事司法と関連する行為者への信頼は主として公正認知の観点から検討されることが多かった(e.g., Buckler et al., 2007)。それに対して、本研究の結果は、信頼は相手と自分が求めることが一致しているという価値類似認知によっても規定されることを明らかにしたものと言える。唯一の例外として、被害者への信頼と公正認知は有意な関連を示さなかったが、これは被害者が他の評価対象と比べて制度化されておらず、公正さを期待されることが少なかったことに起因すると考えられる。

また、本研究では第二の目的として、関心の高低によって信頼の規定要因に相違が見られるのかを検討した。中谷内・Cvetkovich (2008)では、関心が高い場合には価値類似認知が重要になり、関心が低い場合には能力認知と公正認知が重要になることが示されていた。この知見と一致して、概して本研究では、犯罪者の処遇という問題について関心が高い群

では、行為者への信頼と価値類似認知の関連が相対的に強いのに対し、関心が低い回答者間では行為者への信頼と能力認知の関連、および行為者への信頼と公正認知の関連が相対的に強いことが示された。

このような結果が得られた理由を、中谷内・Cvetkovich (2008)は以下のように説明している。つまり、関心が低い人々は時間や能力などの資源を節約するべく合理的で中立的な判断をしてくれる「解を発見する代理人」を求めるため公正性や能力を重視する。関心が高い人々はすでに自らの求めるものを明確に認識しているため、解の発見は必要なく、その価値を現実のものにする「解を実現する代理人」を求める。そのため価値類似が重視されるという説明である。このような説明は、本研究の結果にも当てはまるものと考えられる。

しかし一方で、以下4つの関連については、上述の説明とは異なる結果が得られた。まず被害者への信頼と価値類似認知の関連であるが、この関連では、関心の高低にかかわらず、価値類似認知が信頼と強い関連を示した。その理由としては、上述のように被害者は他の行為者と比べて制度化されている程度が低いいため、能力を有することや公正であることは、他の

Table 3 行為者への信頼を従属変数とした重回帰分析

	価値類似 認知	能力認知	公正認知	年齢	性別	R ²	adj R ²	ΔR ²
全体群 (N=332)								
警察官	.31**	.16**	.38**	.15** (.17)	-.06 (-.03)	.54** (.02*)	.53 (.02)	.52**
裁判官	.21**	.11*	.55**	.06 (.08)	.04 (-.05)	.62** (.01)	.62 (.01)	.62**
学者・研究者	.26**	.33**	.24**	.01 (-.01)	-.02 (-.09)	.52** (.01)	.51 (.00)	.49**
刑務所職員	.38**	.15**	.29**	-.01 (.04)	.03 (.02)	.49** (.00)	.48 (.00)	.49**
政治家	.23**	.27**	.41**	.05 (.03)	.00 (.07)	.65** (.01)	.64 (.00)	.64**
コミュニティ	.49**	.11*	.25**	.04 (.13*)	.01 (-.02)	.55** (.02)	.54 (.01)	.53**
被害者	.52**	.15**	.06	.04 (.06)	.04 (.01)	.41** (.00)	.40 (.00)	.41**
高関心群 (n=159)								
警察官	.36**	.08	.43**	.16** (.23**)	-.10 (-.05)	.62** (.05*)	.61 (.03)	.57**
裁判官	.25**	.04	.64**	-.02 (.05)	.04 (-.10)	.71** (.01)	.70 (.00)	.70**
学者・研究者	.31**	.26**	.32**	-.07 (-.08)	.03 (-.04)	.61** (.01)	.60 (.00)	.60**
刑務所職員	.36**	.17*	.32**	.01 (.07)	.08 (.02)	.55** (.01)	.53 (-.01)	.54**
政治家	.31**	.23**	.39**	.05 (.08)	-.01 (.04)	.68** (.01)	.67 (.00)	.67**
コミュニティ	.56**	.12	.16*	.12* (.18*)	.08 (-.03)	.61** (.04)	.59 (.02)	.57**
被害者	.50**	.17*	.13	.01 (-.04)	.13* (.16)	.47** (.02)	.46 (.01)	.45**
低関心群 (n=46)								
警察官	-.07	.41**	.43*	.13 (.11)	-.03 (.14)	.47** (.04)	.40 (.00)	.43**
裁判官	.16	.17	.50**	.34** (.10)	.00 (.25)	.57** (.08)	.51 (.04)	.48**
学者・研究者	.13	.38**	.33*	.28* (.10)	-.14 (.05)	.48** (.01)	.42 (-.03)	.47**
刑務所職員	.02	.05	.52**	-.11 (-.15)	.01 (.16)	.34** (.04)	.26 (-.01)	.31**
政治家	.04	.32	.40*	.18 (.09)	-.01 (.13)	.52** (.03)	.46 (-.01)	.49**
コミュニティ	.15	.27	.48**	-.06 (.09)	.05 (.06)	.62** (.01)	.58 (-.03)	.61**
被害者	.50**	.24	-.24	.09 (.14)	-.04 (.10)	.35** (.04)	.27 (.01)	.31**

表中の数値は標準化偏回帰係数を表す。括弧内の数値は、性別と男性のみを投入した step 1 での数値を表す。性別は、男性を 1、女性を 0 として投入した。
** $p < .01$, * $p < .05$

行為者と比べて求められにくいと考えられる。そのため、信頼の評価に際しても、関心の高低にかかわらず、価値類似認知が重視されたのだと推測される。

また、裁判官および警察官への信頼と公正認知の関連については、低関心群でも高関心群と変わらず公正認知が重視された。その理由としては、裁判官と警察官は、法をつかさどる代表的な行為者であり、特に公正性が求められる人々であるからだと考えられ

る。つまりこれらの行為者が公正であることは、多くの人々にとって自身の価値に類似したものである。そのため価値類似認知が重要になるとされる高関心群でも、公正認知と信頼の関連は低関心群と比べて低くなかった可能性がある。

刑務所職員の場合には、上の説明に反して、低関心群より高関心群で能力認知と信頼の関連が強かった。このような結果が得られた理由としては、上の関

Table 4 刑事司法に対する態度と信頼間の相関係数

変数名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
〈刑事司法に対する態度〉												
1 刑罰の厳罰化												
2 刑罰の早期拡大化	.66**											
3 治療の推進化	-.18**	.06										
4 治療の早期拡大化	.33**	.43**	.43**									
〈行為者に対する信頼〉												
5 警察官	.13*	.13*	.11*	.10								
6 裁判官	.09	.12*	.14*	.11*	.65**							
7 学者・研究者	.09	.08	.25**	.30**	.51**	.63**						
8 刑務所職員	.15**	.15**	.10	.19**	.57**	.51**	.52**					
9 政治家	-.05	.05	.09	-.10	.41**	.32**	.34**	.35**				
10 コミュニティ	.03	.06	.28**	.14**	.33**	.36**	.38**	.40**	.33**			
11 被害者	.20**	.14*	.06	.13*	.19**	.25**	.25**	.21**	.13*	.23**		
〈統制変数〉												
12 年齢	.06	-.01	.13*	.01	.16**	.06	-.05	.05	.06	.12*	.07	
13 性別	-.08	-.13*	.01	-.14*	.04	-.02	-.09	.04	.08	.03	.03	.39**
(1=男性, 0=女性)												

** $p < .01$, * $p < .05$

連について述べたことと同様に、刑務所職員には能力が強く求められるため、関心の高低にかかわらず、能力認知が重視された可能性がまず考えられる。しかし、能力が求められるのは刑務所職員だけではなく、たとえば学者・研究者についても同様である。したがって、このような説明はあまり説得的ではない。別の可能性として第三の変数が介在している可能性などが考えられるが、現段階では明確な考察を行うことは困難である。今後の知見の蓄積を待って論じるべきであろう。

本研究では第三の目的として、信頼と刑事司法に対する態度の関連を検討した。その結果、信頼と刑事司法に対する態度の関連は、信頼の対象となる行為者ごとに異なることが示された。従来の研究で取り上げられることの多かった警察官と裁判官への信頼は、単相関ではそれぞれ刑事司法に対する態度尺度の下位因子と有意な相関を示したものの、重回帰分析で他の行為者への信頼と年齢および性別を統制した場合には、どの下位因子とも有意な関連を示さなかった。一方、被害者、学者・研究者、コミュニティ、政治家、刑務所職員への信頼は、刑事司法に対する態度と関連を示した。

近年の刑事司法では、被害者の存在感が増すことで厳罰化が促進されてきたことが指摘され（松原, 2003）、そのような指摘を支持する知見が得られてい

る（白岩・唐沢, 2015）。本研究でも被害者への信頼と刑罰の厳罰化や早期拡大化のあいだに正の関連が見られたことは、厳罰化への支持の背後には被害者への信頼があることを示唆していると考えられる。

さらに、刑務所職員への信頼は、厳罰化への支持と正の関連を示した。一般の市民にとって刑務所は罰を与えるところだと捉えられていると考えられる。そのため、そのような施設に勤務する刑務所職員への信頼は、罰を通じた処遇を強調する見解につながる理由から、厳罰化への支持と正の関連を示すのだと推測される。

一方の治療の推進化と早期拡大化への支持は、学者・研究者への支持と正の関連を示した。Christie (2000, 寺澤・平松・長岡訳 2002)は、欧米諸国で厳罰化が観察された1970年代以降にもオランダでは厳罰化が見られなかった理由として、それらの国では研究者の権威が高く、安易に大衆迎合的な政策がとられなかったことを挙げている。本研究の結果は、これらの指摘と一致して、学者・研究者への信頼は治療的な刑事司法への支持と結びつくことを示唆している。

政治家への信頼については、刑罰の厳罰化への支持と負の関連が観察された。西欧においては刑事司法に属するエリートへの不信が厳罰化を生じさせたとの指摘がなされてきた（Bottoms, 1995）。そのよ

Table 5 刑事司法に対する態度を従属変数とした重回帰分析

	刑罰の厳罰化		刑罰の早期拡大化		治療の推進化		治療の早期拡大化	
	step 1	step 2	step 1	step 2	step 1	step 2	step 1	step 2
警察官		.11		.06		-.03		.00
裁判官		-.05		.03		-.04		-.15*
学者・研究者		-.01		-.07		.26**		.36**
刑務所職員		.14*		.12		-.09		.13
政治家		-.13*		.00		-.03		-.24**
コミュニティ		-.05		-.02		.24**		.07
被害者		.19**		.12*		-.03		.06
年齢	.11	.08	.04		.14*	.13*	.08	.09
性別	-.12*	-.12*	-.14*		-.04	-.01	-.17**	-.13*
R ²	.02	.09**	.02	.06*	.02	.13**	.02*	.18**
adj R ²	.01	.06	.01	.03	.01	.10	.02	.15
ΔR ²		.07**		.04		.11**		.15**

表中の数値は標準化偏回帰係数を表す。性別は、男性を1、女性を0として投入した。

** $p < .01$, * $p < .05$

うな「エリート」には政治家も含まれる (Zimring et al., 2001)。これらのことを考慮に入れれば、政治家への信頼の低さが刑罰の厳罰化への支持と関連するという本研究の結果は、日本においても以上のような動きが観察しうることを示唆していると考えられる。

学者・研究者と同様に、コミュニティへの信頼にも治療の推進化への支持と正の関連を示した。近年の刑事政策では、しばしばコミュニティ内処遇の重要性が論じられる (e.g., 浜井, 2013)。本研究はコミュニティ内処遇の支持を直接的に検討したものではないが、本研究の知見から、治療の推進化への支持とコミュニティへの信頼を維持することの間には密接な関連があることが示唆された。

一方、政治家および裁判官への信頼は、治療の早期拡大化への支持と負の関連を示した。先行研究 (Cochran & Piquero, 2011; Unnever & Cullen, 2010) では、刑事司法への信頼の低さは、刑事司法が犯罪者に甘いという見解と結びつくという理由から、厳罰化への支持と正の関連を示すという説明がなされてきた。この説明を考えれば、政治家および裁判官への信頼についても同様に、これらの行為者が犯罪者の治療の実施に十分配慮していないという見解に結びついたという理由から、政治家および裁判官への信頼と治療の早期拡大化への支持のあいだには負の関連が観察されたのではないかと推測される。

最後に本研究の課題について述べる。第一に、本研

究は回答者間の関心の高低によって信頼を説明する要因が異なることを示したが、回答者内で関心の高さが変化した場合にも同様の効果が見られるのかは明らかにされていない。今後は実験法を用いて被験者内での効果を検討することも必要かもしれない。第二に、本調査では低関心群に含まれる回答者の数が46名と少なくなってしまった。関連して第三に、本研究はウェブ調査を用いたものであり、サンプルの代表性は確認されていない。今後はより大規模かつ代表性の高い調査によって、本研究の知見を検証することが有益だろう。第四に、価値類似認知をより具体的な形で測定することが求められる。上で述べたように、警察官や裁判官のように公正性が多くの人々を対象とする場合、それがどのような理由から重視されているのかを判断できない。今後、各要因の説明力を比較しようとする際には、回答者がそれぞれの評価対象に何を求めるのかを具体的に尋ね、価値類似認知と公正認知 (あるいは価値類似認知と能力認知) を明確に区別した上で検討する必要があるだろう。また信頼についても、本研究で評価対象とした行為者は刑事司法で各々異なる役割を果たしている。そのため、人々が各行為者に対して持つ信頼にも力点の置かれ方に相違が見られる可能性が考えられる。本研究では犯罪者処遇に関する信頼を測定したが、今後の研究では各々の行為者に対するどのような信頼が刑事司法の態度と強く関連するのかをより詳細に検討していく必要もあろう。第五に、刑事司法

に対する態度を従属変数とした重回帰分析では、それぞれのモデルの決定係数は R^2 s < .18 と決して高くはなかった。このように決定係数が低かった理由としては、何らかの媒介変数や調整変数が介在している可能性が考えられる。今後はこのような変数を組み込んだうえで調査を行うことが求められる。

引用文献

- Bottoms, A. 1995 The philosophy and politics of punishment and sentencing. In Clarkson, C., & Morgan, R. (Eds.), *The Politics of Sentencing Reform*. Oxford: Oxford University Press, pp. 17-49.
- Buckler, K., Cullen, F. T., & Unnever, J. D. 2007 Citizen assessment of local criminal courts: Does fairness matter? *Journal of Criminal Justice*, **35**, 524-536.
- クリスティーエ N. 寺澤比奈子・平松 毅・長岡 徹 (訳) 2002 司法改革への警鐘—刑務所がビジネスに 信山社 (Christie, N. 2000 *Crime Control as Industry*, 3rd ed. London: Routledge.).
- Cochran, J. C., & Piquero, A. R. 2011 Exploring sources of punitiveness among German citizens. *Crime and Delinquency*, **57**, 544-571.
- Costelloe, M. T., Chiricos, T., Burianek, J., Gertz, M., & Maier-Katkin, D. 2002 The social correlates of punitiveness toward criminals: A comparison of the Czech Republic and Florida. *Justice System Journal*, **23**, 191-220.
- Cumming, G. 2009 Inference by eye: Reading the overlap of independent confidence intervals. *Statistics in Medicine*, **28**, 205-220.
- Cvetkovich, G. 1999 The attribution of social trust. In Cvetkovich, G., & Löfstedt, R. E. (Eds.), *Social Trust and the Management of Risk*. London: Routledge, pp. 53-61.
- Cvetkovich, G., & Nakayachi, K. 2007 Trust in a high-concern risk controversy: A comparison of three concepts. *Journal of Risk Research*, **10**, 223-237.
- Cvetkovich, G., & Winter, P. L. 2010 The what, how and when of social reliance and cooperative risk management. In Siegrist, M., Earle, T. C., & Gutscher, H. (Eds.), *Trust in Risk Management: Uncertainty and Scepticism in the Public Mind*. London: Earthscan, pp. 187-209.
- Earle, T. C., & Cvetkovich, G. T. 1995 *Social Trust: Toward a Cosmopolitan Society*. Connecticut: Praeger.
- Earle, T. C. 2010 Trust in risk management: A model-based review of empirical research. *Risk Analysis*, **30**, 541-574.
- Earle, T. C., & Siegrist, M. 2006 Morality information, performance information, and the distinction between trust and confidence. *Journal of Applied Social Psychology*, **36**, 383-416.
- Ferguson, R. A. 2014 *Inferno: An Anatomy of American Punishment*. Cambridge: Harvard University Press.
- Garland, D. 2001 *Culture of Control*. Chicago: Chicago University Press.
- 浜井浩一 2013 罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦—隔離から地域での自立支援へ 現代人文社.
- ホヴランド C. I.・ジャンス I. L.・ケリー H. H. 辻 正三・今井省吾 (訳) 1970 コミュニケーションと説得 誠信書房 (Hovland, C. I., Janis, I. L., & Kelley, H. H. 1953 *Communication and Persuasion: Psychological Studies of Opinion Change*. Connecticut: Yale University Press.).
- 蒲島郁夫 1998 政権交代と有権者の態度変容 木鐸社.
- 小出 治 2007 住民主体の安全・安心まちづくり 樋村 恭一・飯村治子 (編著) 地域の防犯—犯罪に強い社会をつくるために— 北大路書房 pp. 13-25.
- Kasperson, R. E., Golding, D., & Tuler, S. 1992 Social distrust as facilitator in setting hazardous facilities and communication risks. *Journal of Social Issues*, **48**, 161-187.
- 松原芳博 2003 被害者保護と「厳罰化」 法律時報, **75**(2), 20-24.
- McGinnies, E., & Ward, C. D. 1980 Better liked than right: Trustworthiness and expertise as factors in credibility. *Personality and Social Psychology Bulletin*, **6**, 467-472.
- 向井智哉・藤野京子 2018 刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 法と心理, **18** (in press).
- 村山 皓 2003 日本の民主政の文化的特徴 晃洋書房.
- 中谷内一也・Cvetkovich, G. 2008 リスク管理機関への信頼—SVS モデルと伝統的信頼モデルの統合 社会心理学研究, **23**, 259-268.
- Nakayachi, K., & Cvetkovich, G. 2010 Public trust in government concerning tobacco control in Japan. *Risk Analysis*, **30**, 143-152.
- 中谷内一也・工藤大介・尾崎 拓 2014 東日本大震災のリスクに深く関連した組織への信頼 心理学研究, **85**, 139-147.
- 中谷内一也・野波 寛・加藤潤三 2010 沖縄赤土流出問題における一般住民と被害者住民の信頼比較—リスク管理組織への信頼規定因と政策受容 実験社会心理学研究, **49**, 205-216.
- Ousey, G. C., & Unnever, J. D. 2012 Racial-ethnic threat, out-group intolerance, and support for punishing criminals: A cross-national study. *Criminology*, **50**, 565-603.

- Paternoster, R., Brame, R., Mazerolle, P., & Piquero, A. 1998 Using the correct statistical test for the equality of regression coefficients. *Criminology*, **36**, 859-866.
- Peters, R. G., Covello, V. T., & McCallum, D. B. 1997 The determinants of trust and credibility in environmental risk communication: An empirical study. *Risk Analysis*, **17**, 43-54.
- Ramirez, M. D. 2013 Punitive sentiment. *Criminology*, **51**, 329-364.
- Savadori, L., Graffeo, M., Bonini, N., Lombardi, L., Tentori, K., & Rumiati, R. 2010 Rebuilding consumer trust in the context of a food crisis. In Siegrist, M., Earle, T. C., & Gutscher, H. (Eds.), *Trust in Risk Management: Uncertainty and Scepticism in the Public Mind*. London: Earthscan, pp. 159-171.
- 白岩祐子・唐沢かおり 2015 量刑判断に対する増進・抑制効果の検討—被害者への同情と裁判に対する規範的なイメージに着目して—感情心理学研究, **22**, 110-117.
- Simon, J. 2007 *Governing through Crime: How the War on Crime Transformed American Democracy and Created a Culture of Fear*. Oxford: Oxford University Press.
- Sööt, M. L. 2013 Trust and punitive attitudes. *Crime, Law and Social Change*, **59**, 537-554.
- Tyler, T. R. 1990 *Why People Obey the Law?* New Haven: Yale University Press.
- Tyler, T. R., & Boeckmann, R. J. 1997 Three strikes and you are out, but why? The psychology of public support for punishing rule breakers. *Law and Society Review*, **31**, 237-266.
- タイラー T. R.・ボエックマン R. L.・スミス H. J.・ホー Y. J., 大淵憲一・菅原郁夫 (監訳) 2000 多元社会における正義と公正 教文堂 (Tyler, T. R., Boeckmann, R. L., Smith, H. J., & Huo, Y. J. 1997 *Social justice in a diverse society*. Boulder: Westview Press.).
- Unnever, J. D., & Cullen, F. T. 2010 The social sources of Americans' punitiveness: A test of three competing models. *Criminology*, **48**, 99-129.
- Wu, Y. 2014 The impact of media on public trust in legal authorities in China and Taiwan. *Asian Journal of Criminology*, **9**, 85-101.
- 山岸俊男 1998 信頼の構造—ところと社会の進化ゲーム 東京大学出版会.
- 善教将大 2013 日本における政治への信頼と不信 木鐸社.
- Zimring, F. E., Hawkins, G., & Kamin, S. 2001 *Punishment and Democracy: Three Strikes and You're out in California*. Oxford: Oxford University Press.

(受稿: 2018.7.19; 受理: 2019.8.1)